

裾野駅西地区の地区計画の内容

地区の区分	区分の名称	A地区	B地区	C地区	D地区
	面積	約 1.4ha	約 5.6ha	約 8.0ha	約 2.6ha
地区整備計画・建築物等に關する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 建築基準法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に規定するもの ¹ 2 畜舎 3 自動車教習所	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 畜舎	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 畜舎 2 計画図(地区区分図)に表示した都市計画道路裾野停車場線と駅前広場、平松新道線、及び駅西プロムナード線(計画図において「特定道路界」と称す)に面する敷地に建築する建築物の1階部分については、次に掲げる用途のみに供する建築物 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 倉庫 工場又は作業場 ただし、建築基準法施行令第130条の5の2第3号及び第4号に規定するものを除く。 ² 自動車車庫 ただし、2階を上記、 号以外の用途に供する場合はこの限りではない。 上記、 号に掲げる用途間による併用建築物	
	建築物の敷地面積の最低限度	100㎡ ただし、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するものは、この限りではない。			
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、隣地境界線より0.8m以上離すこととする。		計画図(壁面の位置の制限図)に表示した都市計画道路裾野停車場線と駅前広場、平松新道線、及び駅西プロムナード線に面する敷地に建築する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、当該都市計画道路の境界線から1m以上離れた位置に設けなければならない。ただし、敷地地盤から高さ2.5m以上の部分は除く。	
	建築物等の高さの最高限度	建築物の高さは12mを超えないものとする。			
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁、屋根の色彩は周辺と調和のとれた落ち着いたものとする。 1 看板及び広告物は自己の敷地内において自己の施設のためのものに限る。 2 建築物の敷地の地盤面の高さは、前面道路より20cm以上高くしてはならない。			
	かき又はさくの構造の制限	道路に面するかき、又はさくの構造は、次の各号に適合するものとする。ただし、敷地地盤から高さ0.6m以下の部分又は門、門柱、若しくは長さ左右2m以下の門の袖については、この限りではない。 1 生垣 2 高さ1.2m以下のフェンス等で、植栽を施したもの 3 木又は竹製のもの(合成樹脂等の擬木、擬竹含む)			

1 建築基準法別表第2(ほ)項第2号：マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等
第3号：カラオケボックス等

2 建築基準法施行令第130条の5の2

第3号：洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る)

第4号：自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る)